

第2号様式（第12条関係）

令和6年度 第3回大和市文化創造拠点等運営審議会 会議要旨

1 日時

令和6年11月20日（水）午後3時00分～5時00分

2 場所

文化創造拠点シリウス6階 610大会議室

3 出席者

（1）審議会委員

6名

（2）市

ア 文化スポーツ部長

イ 事務局

5名（図書・学び交流課長、図書・学び交流課図書係長ほか3名）

ウ 関係者

3名（図書・学び交流課学び交流係長、ほいく課保育指導係長、文化振興課文化振興係長）

4 傍聴人数

なし

5 議事要旨

（1）委嘱状交付

机上にて委嘱状の配布を行った。

（2）部長挨拶

文化スポーツ部長より挨拶を行った。

（3）委員紹介

各委員及び事務局の自己紹介を行った。

(4) 会長及び職務代理者の選出

それぞれの選出を行った。

(5) 文化創造拠点等運営審議会について

事務局より説明を行った。

(6) 議題

大和市文化創造拠点等の次期指定管理に係る仕様書（案）について

[事務局説明]

資料に沿って説明を行った。

[質疑応答]

会 長：只今の事務局説明を受けてご意見、コメントがあれば。

委 員：細かい内容まですべて入っているわけではないが、仕様書（案）については要するに、関連する市の計画変更へ合わせた変更と、これまで同じ指定管理者で運営している中で現状に合せた変更ということよろしいか。

図書係長：主にそうだ。また、指定管理者の提案の幅を広げるため、規制となっている箇所を見直した。

委 員：読ませていただくと、他のチームが応募できないのではないかと
いう印象を受けた。その中で気になった点が、カフェ事業である。
「食文化」というくらいなのでカフェ事業は文化にとって重要な
上、シリアスにおいては図書館と連動している非常に重要な施設
であると考えている。この書き方だと、指定管理者が行政の方に
推薦し、それを行政側は受け入れるとなっているが、これは目的
外使用なのだろうか。

図書係長：行政財産の貸付である。

委 員：承知した。つまり、現状を肯定してその流れに沿う方法をとると
いう認識でいるのだが、よろしいか。

図書係長：そうだ。当初から、単なるカフェではなく、指定管理者と連携を
図ることを踏まえた上で、指定管理者から推薦を受けた事業者と、
市が条件等調整を行い貸付けを行っている。現状はそういう形のため、
仕様書（案）にはそのように記載させていただいている。
現行のカフェ事業者と変わる場合は事業者に合わせて工事が必要

となり、雰囲気も変わることから、カフェ事業者の選定方法については、現在、庁内調整中である。

委員：実際、シリウスは年間来館者も非常に多い施設であるので、カフェ事業が成立しているが、通常の公立ホールだと経営が成り立たない。そのため、床を有料で貸し付けるということが非常に難しくなっている。ここは非常に特殊な施設で、それが成り立っていると感じた。もう一点、指定管理者調達備品について。指定管理者が指定管理料の中で任意で備品を購入し、購入したものの所有権は指定管理者にあるのか、市にあるのか。

学び交流係長：原則、指定管理者が購入したものは指定管理者の所有物になる。

委員：承知した。そうすると、指定管理者が所有した備品を利用者に貸し出す際の利用料金設定というのは、条例で定められているのか。

学び交流係長：指定管理者が購入した備品を、新たに貸出しすることまで想定したものは含まれていない。

図書・学び交流課長：今説明の中にあつた様に、利用料金を取る備品については、市の持ち物である備品を貸し出している。老朽化、破損した市の備品を指定管理者が買い直すことはある。

委員：承知した。雑談で申し訳ないが、民間のホールにおいて、ホール設置者ではない企業が設置した大型LEDビジョンがあり、当初は、2年間程で設置費用を回収できる見込みであったが、1年くらいで回収できてしまった。そこで2年目からは設置した企業の収益になっている事例がある。今後、運営面を考えると、民間企業が上手く参入してこれるような道を開くことによって、利用者にとってもサービス向上になり、資金的にも有利になる可能性があるため、お話しした。

図書係長：「自主事業」という形であれば、当然、指定管理者の責任と費用負担で行い、そこで得られた収益は指定管理者に入るということはある。

会長：他に。

委員：貸室について、例えば、和室など、施設の稼働があまりない遊休

部屋が多くならないよう、色々な形で貸し出せるような仕組みに見直しはできるのか。

学び交流係長：当然、部屋ごとの稼働率は把握している。ただ、元来公民館として運用していることもあり、今のところ、どなたでもどんな用途でも貸し出せるという施設ではない。その中でも、より多くの方に知ってもらい、様々な生涯学習の場として利用していただきたいと考えており、公民館として可能な範囲で広く使えることを周知していきたい。

文化振興係長：芸術文化ホールのギャラリーについて言えば、6～7割程度の稼働率であったが、会議や控室として利用できるよう運用拡大を行ったところ、8～9割の稼働率となった。芸術文化ホールに係る施設については、ありがたいことに9割前後の稼働率となっており、他市と比べても非常に高い。条例上の基本としては、芸術文化活動で使用できることとなっているが、公序良俗に沿った中で市との協議があれば、会議や控室など、ある程度拡大して利用できるよう、余白を持たせた仕様としているところも高い稼働率を維持できている一因と考える。

委員：ギャラリーについての成功例については承知した。素晴らしいことと思う。同じように会議室なども稼働率が上がるよう検討する必要があるのではないかと思う。

委員：屋内こども広場のげんきっこ広場について、年齢の制限を変更した件について、安全性への配慮など何か議論があったのか。

保育指導係長：きっかけは、兄弟児を持つ保護者からの声である。安全面への懸念から難しいということについて利用者へ理解を呼び掛けてきた。改めて検討した結果、げんきっこ広場内に0～2歳児が遊べる区画を設置し、安全面を配慮するため配置する人員を増員するほか、時間帯についても小学生の利用が少ない時間に受け入れるなどの対策を行っている。現在、月3～4回程度トライアルという形で限定的に受け入れ、検討を重ねている。

会長：他にあれば。

委員：もう一点だけ。先ほどの説明の中にあった学習センターが社会教

育法上の公民館になっているという点があったが、これは廃止するわけにはいかないのだろうか。

学び交流係長：まず、シリウス自体が建設の際に公民館としての利用ということで補助金を受けている。もし、公民館としての位置づけをなくす場合は補助金の返還を要してしまう。公民館としての規定から外してしまえば様々な利用の幅が増えるということはおっしゃるとおりである。国は近年、特定の団体等に与していなければ、全てを禁止するわけではないという事務連絡を出しているが、所管する課としては、これまでに利用範囲等について厳密に運用し周知してきた経緯がある中で、基準をすぐに変えていくのは難しい部分もある。しかし、今後より多くの方に利用をしてもらえる様、公民館として可能な範囲で利用できる幅を検討することは重要なことだと考える。

委員：是非検討してもらいたい。文化ホールなどは、「劇場、音楽堂等」という位置づけの文化施設となるが、見かけは同じでも公民館が併設されるとルールが違ってしまう。これは、使う方からすれば非常に不自然だ。文化芸術のための施設であるが、できるだけ波及効果を求められているのであれば、規制はなるべく排除して自由に使っていただくという方向が望ましい。只今説明いただいたように、法規から見るともっと自由であるはずなのだが、各自治体が自己規制的に決めているルールの方がずっと厳しかったりする。できるだけ緩くして全体が一つのものとして、「使う人ファースト」でルール決めをしていただけるとありがたい。

委員：芸術文化ホールの特別貸館事業について、これによって市民の利用のしづらさにつながってしまうのではないか。うまくすみ分けのようなものはあるのか。

文化振興係長：利用者の方は、必ずしも市民の方に限らず、近隣の市にお住まいの方や団体の方もいらっしゃる。そうした多くの方の利用によって、芸術文化ホールは近隣市には見ないほど高い利用率を保持しているが、例えば、音楽公演などでの利用は多いが、お笑いの公演はあまり行われていない。また、有名な芸能人やアーティ

ストによる公演もあまりない。そういったエンターテインメントに富んだ公演を特別貸館事業で開催することでシリアスの認知を内外に広げたいという思いもある。市民の利用向けには、利用申請の期日に違いを設けているので、特別貸館事業との両立を図っていきたいと考えている。

会長：最後に私から一言。図書館のところで、新しい計画の「健幸」と従来の「健康」が混在している箇所がある。使い分けているのかと思えば、そうでもないように見えるところもある。いっそのこと新しいコンセプトの方にシフトしまっても良いのではと思う。そうした場合、それぞれの施設でコンセプトの箇所に「健幸」の定義を示して、このコンセプトを広げていくという工夫もあるかと思う。図書館については、サービスとともに資料についても大事にしていかなければならない。3ページ「蔵書計画」と12ページ「電子図書館サービスの提供」について、おそらく前者が紙の資料、後者が電子の資料というすみ分けになっていると思う。ここで、「雑誌」について、「蔵書計画」では冊数表記になっているが、「タイトル」を単位とした表記にしては。また、紙の方は、新規購入について、雑誌を含めて「年間15,000冊」であるのに対し、電子書籍の方は「約500冊」とあり、そのバランスが果たしてこれでいいのかは、一度議論しておく必要がある。さらに、電子書籍の方は「雑誌」の記述がない。デジタル資料に雑誌を盛り込んで。加えて、内容の更新がなされていくということが電子図書館の利点の一つでもあるため、あえて「買切型」を推奨することはないのではないかと思う。こういった図書館の資料の件について今一度議論の余地があるのでは、と感じた。

(7) その他

[質疑応答]

会長：全般を通じて何かあるか。

委員：これだけの施設の管理運営となるとそれなりの予算がかかるだろう。運営管理費を含めたランニングコスト全般について、審議会だけでなく、他自治体など色々な情報を取り入れて、間口を広く

して多角的にアンテナを高くして見定めていてもらいたい。

[事務連絡]

事務局より、事務連絡が行われた。

(8) 閉会

会長より、審議会の閉会が宣言された。